

## ○産業建設委員長報告

産業建設委員長 藤田茂男

産業建設委員長報告を申し上げます。

今期定例会で、当委員会に付託されました案件は、「議案第22号 鳴門市営住宅条例の一部改正について」ほか議案5件であります。当委員会は3月2日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案6件は、原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

「議案第22号 鳴門市営住宅条例の一部改正について」は民法の改正に伴い、連帯保証人の極度額を規定するなど、所要の改正を行うものであります。

これまでの連帯保証人の極度額の設定について質疑があり、理事者からはこれまでについては、連帯保証人に保証していただく金額は特に定めがないものであった。また、民法の改正により、個人根保証契約は極度額の設定なくしては無効となるが、附則にあるとおり、従前に入居されている場合はこの連帯保証人規定が適用されないことになるため、新規の契約時に新法を適用した極度額の設定を行っていくとの説明がありました。

また、委員からは自治体により違いはあるのかとの質疑があり、理事者からは、県においては一般入居者については連帯保証人を立てていただき、生活に支障があるなど配慮が必要な方は連帯保証人を立てられなくても入居を認める取扱いとする予定であり、本市を除く県内7市については2市が連帯保証人を求めない予定で、残り5市が連帯保証人を求める予定であるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第23号「鳴門市公共下水道整備償還財源基金条例の一部改正について」であります。下水道事業に地方公営企業法の一部を適用することに伴い、所要の改正を行うものであります。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第24号「鳴門市公営企業の設置等に関する条例及び鳴門市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」であります。地方自治法の改正に伴い、引用条項の改正を行うものであります。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に議案第25号「市道路線の認定及び廃止について」であります。開発行為等に伴う市道10路線の認定及び1路線の廃止を行うに当たりまして、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

市道路線に認定されるまでの取扱いについて質疑があり、理事者からは、鳴門市に寄付していただいております、公衆用道路という取扱いになっているとの説明がありました。

また、整備時期が異なる道路を一括して認定する理由について質疑があり、理事者からは、開発区域の7割以上で住宅の建設が完了した場合に市道認定の議案として上げさせていただいているとの説明がありました。

さらに、住宅建設が7割以上完了していることをどのように確認しているのかとの質疑があり、職員が道路状況の確認をするのにあわせて住宅建設が7割以上完了しているかを確認しているとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了としました。

次に議案第26号「和解について」であります。下水道工事中に水道管を破損した案件に係る相手方との和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

想定外との説明があったが、想定外の意味について質疑があり、理事者からは、工事にあたり、当該上水道管の存在は把握しており、重要な施設であると認識していたため、事故防止を図るために周辺において試掘等を実施して離隔に余裕があると想定していた。しかし、通常直線的に埋設される上水道管が、工事部分だけ下げ込んで設置されていたとの説明がありました。

また、上水道管が下げ込んで設置されていた要因について質疑があり、事故後に調査した結果、南北に今は使われていない石綿管があり、その石綿管を避けるために上水道管が下げ込まれていたとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了としました。

次に議案第27号「松茂町ほか二町競艇事業組合と鳴門市との間におけるモーターボート競走施行に関する事務の受託に係る協議について」であります。松茂町ほか二町競艇事業組合からモーターボート競走の管理及び執行に係る事務の委託を受けるため、地方自治法第252条の14の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

行政事務委託に伴う繰出金率を 100 分の 0.02 引き上げるが金額としてはいくらになるのかとの質疑があり、当初予算の繰出金の比較では約 115 万 1000 円増えることになるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了としました。

以上が、当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。